

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月14日
【報告者の名称】	元気寿司株式会社
【報告者の所在地】	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号
【電話番号】	028-632-5711
【事務連絡者氏名】	総務部長 篠原 一博
【縦覧に供する場所】	元気寿司株式会社 (栃木県宇都宮市大通り二丁目 1 番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、元気寿司株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社神明ホールディングをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社神明ホールディング
所在地 神戸市中央区栄町通六丁目1番21号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、本公開買付けについて、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）のうち、2,900,000株（所有割合（注）32.85%）を所有し、当社を持分法適用関連会社としておりますが、今般、平成27年5月13日開催の取締役会にて、当社株式を取得し、連結子会社化することを目的とした本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（注）当社が平成27年5月8日に公表した「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された平成27年3月31日現在の当社株式の発行済株式総数8,882,908株から同本決算短信に記載された平成27年3月31日現在の当社の保有する当社株式に係る自己株式数53,583株を控除した株式数（8,829,325株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）

公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が本書提出日現在所有している当社株式2,900,000株（所有割合：32.85%）と合わせて、公開買付者の所有割合を40.0%以上とし、実質支配力基準により当社を連結子会社化することを目指しておりますが、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を700,000株（所有割合7.93%。なお、本公開買付けにより当該700,000株の買付け等を行った後に公開買付者が直接所有することになる当社株式は3,600,000株（所有割合40.77%）です。）として設定しているとのことです。他方、買付予定数の下限は設定しておらず、買付予定数の上限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、応募株券等の総数が買付予定数の上限（700,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けの背景

当社は、公開買付者より、公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由につき、以下の説明を受けております。

公開買付者グループは、公開買付者及びその他子会社12社から構成され（以下、公開買付者及びその他子会社12社を総称して、「公開買付者グループ」といいます。）、国内最大手の米卸グループとして、「私たちはお米を通じて、素晴らしい日本の水田、文化を守り、おいしさと幸せを創造して、人々の明るい食生活に貢献します。」の企業理念のもと、米穀事業に加え、無菌包装米飯・炊飯米等の加工食品、アグリビジネスなどの国内での事業のみに留まらず、米国・中国・香港の海外子会社を通じた製品の販売など、食に関わる多彩なビジネスを展開し、日本の農業の活性化を目指しているとのことです。

一方、当社は、昭和54年7月に設立された後、平成9年11月に株式会社東京証券取引所市場第二部に、平成14年9月に東証一部に上場しており、本書提出日現在、連結子会社1社及びその他の関係会社1社により構成されております。

公開買付者グループを取り巻く業界環境は、国内においては、人口の減少や少子高齢化の進行が継続しているなか、主食である米の消費が減少していること、加えて近年食品の安全・安心に対する要求が高まっていること、さらには家族構成・ライフスタイルの変化から、家事の簡便化・時間短縮ニーズ等、多様な変化に対する迅速な対応が求められているとのことです。また、農業就業人口の減少、農業就業者の高齢化、耕作放棄地の増加、次世代の担い手不足等、日本の農業はさまざまな課題に直面しているとのことです。

かかる環境を踏まえ、公開買付者と当社は、平成24年4月27日付にて株式会社グルメ杵屋（以下「グルメ杵屋」といいます。）を交えた3社により、お互いの経営ノウハウの提供による国内外におけるレストラン事業等を協力して推進し3社の企業価値向上を図ることを目的として、資本業務提携基本合意書を締結いたしました。同基本合意書において、当社とグルメ杵屋は、平成10年5月に締結した基本契約書に基づいた事業協力を引き続き継続していくこと、公開買付者とグルメ杵屋は、米国における日本食レストランの共同展開にかかる業務提携の確認・維持・発展を行うこと、さらに、グルメ杵屋が保有する当社株式の譲渡について協議することが合意されております。

その上で、公開買付者は、平成24年5月30日付で当社との間で資本業務提携契約を、同日付でグルメ杵屋との間で株式譲渡契約を締結し、両契約における合意内容に基づき、グルメ杵屋が保有していた当社株式3,000,000株の一部である2,500,000株（所有割合28.31%）を平成24年6月15日に1株あたり1,250円で市場外における相対取引にて取得し、当社の筆頭株主となりました。さらに平成27年2月12日に、同じくグルメ杵屋が保有していた当社株式500,000株の一部である400,000株（所有割合4.53%）を1株あたり2,500円で市場外における相対取引にて取得しております。その結果、公開買付者は、本書提出日現在、当社株式2,900,000株（所有割合32.85%）を保有するに至り、当社を持分法適用関連会社とし、公開買付者は当社のその他の関係会社となっております。

その後、公開買付者は、平成27年3月上旬ごろから、今後も当社の主要食材である「米」を当社に対して安価かつ安定的に供給すること、当社直営店舗の関西エリア進出に対する支援及び海外事業に関する共同展開を行うことにより、日本国内のみならず海外でも日本の伝統的食文化である「米」及び「寿司」の消費拡大を推進し、当社とともに、企業価値の向上及び更なる成長を目指したいとの考えに至り、かかる施策及び成長の迅速かつ確実な実現に当たっては、公開買付者と当社との資本関係を強化し、当社を公開買付者の連結子会社化することが重要であると判断したため、本公開買付けを実施する方針としたとのことです。

このような背景のもと、公開買付者は、平成27年3月中旬ごろから、本公開買付けについての具体的な検討を開始し、同月から、当社との協議を開始し、当社の了解を得て、当社に対するデュー・ディリジェンスを開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成27年4月下旬に終了しております。）。その後も、当該デュー・ディリジェンスと並行して、当社に対し、本公開買付けの目的、連結子会社化のメリット、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の考え方について説明するとともに、当社との間で具体的なシナジーや本公開買付け後の施策についての協議を続けてまいりました。

そうした協議の結果、公開買付者は、当社に対する本公開買付けにより、当社を公開買付者の連結子会社とし、公開買付者グループと当社が強固な資本関係のもとで協力・連携することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の相互利用及び公開買付者グループの一層の企業規模拡大に資するとの判断に至ったとのことです。また、公開買付者としては、生産から流通、さらには最終消費者への販売までを公開買付者グループで一括して行い、より消費者ニーズに対応した展開が今後可能になっていくことが期待されるとのことです。なお、公開買付者が当社を連結子会社化することによる具体的なシナジーとしては以下のメリットが期待されるとのことです。

海外展開による回転寿司店舗数の増加及び販路の拡大

当社が注力している海外への出店展開において、公開買付者グループ及び当社が保有する海外ネットワークを相互活用することにより、当社の海外出店地域及び店舗数の増加が期待されます。また、公開買付者グループにおいては当社の出店地域及び店舗数が増加することは、海外へ食材の販売を行う上で、更なる販路の拡大に繋がると考えております。

本格的な関西エリアへの進出

公開買付者グループは、昭和25年10月の設立以来、関西エリアを中心に米卸グループとして事業を展開してきたことから、特に関西エリアにおいては高い知名度と流通業界とのネットワークに強みがあります。当社は今後の戦略として関西エリアへの本格的な出店展開に注力しており、公開買付者グループの知名度、ネットワークを活用することにより、当社の関西エリアにおける出店の加速が期待され、ひいては公開買付者グループの食材販売の増加に繋がると考えております。

製販一体化による消費者ニーズの取り込み

当社が運営する回転寿司店に来店される最終消費者との接点を持つことで、公開買付者グループは、いち早く最終消費者のニーズを汲み取り、市場動向を把握・分析することにより、当社と新たな共同商品の開発を行うことで、市場ニーズに即したタイムリーな商品提供が可能になると考えております。

仕入機能集約による食材の調達力の向上

食に関わる多彩なビジネス展開を行ってきている公開買付者グループに仕入機能を集約させることで、公開買付者グループ及び当社の食材調達力の向上及び原価低減・物流コストの圧縮が図られ、収益力の向上に繋がると考えております。

以上のような理由から、平成27年5月13日の公開買付者取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

一方、当社は、「回転寿司を通して社会に貢献し、日本全国から世界へと寿司文化の普及拡大をめざす」ことを経営理念に掲げて、国内事業（回転寿司を中心とした寿司レストランの直営展開）及び海外事業（国内と同種営業の直営子会社及びフランチャイズによる展開）の2つの部門で事業展開を行っております。当社を取り巻く外食業界の環境は、景況感の回復とともに消費者が高品質志向を強めており、一部で明るさが見え始めておりますが、人件費の上昇、原材料価格の高騰など厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、「更なる品質とスピード提供」、「溢れる笑顔と情熱」をキーワードに、他社との差別化を図り、より一層の接客サービスの向上に取り組んでまいりました。

国内事業におきましては、同業他社との競争が依然厳しい状況にあります。オールオーダー型店舗（オールオーダー型店舗とは、従来の回転レーンを持たず、タッチパネルによるオーダーシステムと高速レーンによる、個別でのクイックデリバリーを採用している店舗を指します。）への転換、出店の加速及び既存店の来店客数増加を維持し、客単価アップを図るとともに、店舗収益力を強化する各種営業施策を実施することにより収益基盤を確立してまいりました。

海外事業におきましては、日本食・健康食ブームを受け、国内外食企業の海外進出も活発になっている中、先行メリットを生かしながら出店地域を堅調に拡大しております。フランチャイズ先との良好な関係維持と新規出店の促進を図るため、派遣指導等を充実するとともに季節メニューの紹介や食材の販売強化に取り組んでまいりました。

当社は、更なる収益力の向上を目指し、営業力の強化、次世代を担う人材の育成、効率的な食材調達と魅力ある商品の開発、精度の高い立地選定と未出店地域への進出、子会社及びフランチャイジーとの連携・支援強化、財務体質の改善等の各種施策を通じて、企業価値の増大に向けて取り組んでいきたいと考えております。

かかる取り組みの一環として、公開買付者と当社は、前述のとおり、平成24年4月27日付にてグルメ杵屋を交えた3社により、お互いの経営ノウハウの提供による国内外におけるレストラン事業等を協力して推進し3社の企業価値向上を図ることを目的として、資本業務提携基本合意書を締結しました。また、公開買付者と当社は、平成26年1月9日付「株式会社神明への業務移管（一部仕入機能集約）に関するお知らせ」にて公表のとおり、公開買付者グループのグループ商品部に当社の一部仕入機能を集約させることで、原価低減に向けた取り組みを進めてまいりました。

当社は、公開買付者とのかかる連携を通じて、当社の主要食材である「米」を含めた食材の安価かつ安定的な調達を進めるとともに、当社店舗の関西エリア進出や海外事業に関する共同展開により、各種施策の推進及び事業拡大を進めるべく取り組んでまいりましたが、前述のとおり、公開買付者との協議を進めた結果、当社に対する本公開買付けによって、当社と公開買付者グループとの資本関係をより強固なものにすることにより、双方の経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、当社の一層の事業基盤の強化に資すると判断しました。

なお、本書提出日現在、当社の取締役7名のうち過半数を占める4名（代表取締役社長法師人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏）並びに監査役4名のうち1名（社外監査役田中義昭氏）が公開買付者の役職員を兼任しているところ、本決算短信記載のとおり、当社は、本公開買付け成立後、最初に開催される当社の定時株主総会において、()当社の取締役5名に係る取締役選任議案（なお、公開買付者の取締役が、当社の取締役候補者5名のうち過半数を占める3名の候補者となることが予定されております。）及び()当社の監査役4名に係る監査役選任議案（なお、本公開買付け成立後、最初に開催される公開買付者の定時株主総会において、公開買付者の監査役に選任されることが予定されている者が、当社の監査役候補者の1名となることが予定されております。）を上程する予定です。

当社における意思決定に至る過程

上記「本公開買付けの背景」に記載の経過により、当社は、公開買付者との間で、本公開買付けによって得られるシナジーについて協議するとともに、本公開買付け価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

なお、当社はこのような協議・検討の過程で、下記「(3) 算定に関する事項」及び「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、当社リーガル・アドバイザーとして、T M I総合法律事務所から法的助言を得ました。前記「(2) 本公開買付けの背景」に記載のとおり、当社は、公開買付者と当社との間の業務内容、その結果当社に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、当社の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付け価格については、第三者算定機関であるS M B C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付け価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。また、当社は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場が維持されることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様を尊重すべきであると考え、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議いたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役7名中、代表取締役社長法人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏を除く全ての取締役3名（うち社外取締役1名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されました。なお、当社取締役のうち、代表取締役社長法人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏は、公開買付者の取締役又は従業員を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の監査役4名中、社外監査役である田中義昭氏以外の監査役3名（うち社外監査役1名）は上記の当社取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、田中義昭氏は、公開買付者の取締役を兼務しており、利益が相反するおそれがあることから、当社の上記取締役会における本公開買付けに関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に当社の株式価値の算定を依頼しました。当社は、S M B C日興証券より株式価値算定書を平成27年5月13日付で受領しております。なお、S M B C日興証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、S M B C日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

S M B C日興証券は、当社株式については、当社が東証一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（平成27年5月12日を算定基準日とし、算定基準日の株価終値、算定基準日以前の1ヶ月間及び3ヶ月間の株価終値の単純平均値）を、また当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を採用いたしました。なお、上記D C F法の算定の基礎となる事業計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。また、S M B C日興証券による株式価値算定書は、当社の取締役会が本公開買付け価格を検討する際の参考情報として作成されたものであり、本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法	: 2,281円 ~ 2,540円
類似上場会社比較法	: 2,167円 ~ 2,700円
D C F法	: 1,972円 ~ 2,640円

市場株価法では、平成27年5月12日を算定基準日として、東証一部における当社株式の算定基準日の株価終値2,281円、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値2,468円（小数点以下四捨五入。以下、株価終値の単純平均値の計算について同じです。）及び直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値2,540円を基に、当社株式1株当たり株式価値の範囲を2,281円から2,540円までと分析しております。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式1株当たり株式価値の範囲を2,167円から2,700円までと分析しております。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たり株式価値の範囲を1,972円から2,640円までと分析しております。

SMB C日興証券は、当社の株式価値算定に際して、当社から提供を受けた情報、及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全であること、当社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社の財務見通しについては、当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年5月12日現在までの情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東証一部に上場されていますが、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は、700,000株（所有割合7.93%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。したがって、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き東証一部における上場が維持される予定です。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社株式の追加取得を行うことは予定しておりません。他方、本公開買付けの結果、公開買付者が当社を連結子会社化することができなかった場合に、本公開買付け後に当社株式を追加取得するか否かは、現時点では未定であり、本公開買付けの結果を踏まえて改めて検討する予定とのことです。

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は、当社株式2,900,000株（所有割合32.85%）を所有して当社を持分法適用関連会社とし、また、公開買付者の役員4名及び従業員1名が当社の役員を兼任しているところ、当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
上記「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、リーガル・アドバイザーとして、公開買付者と利害関係を有しないTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程について、法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、公開買付者と当社との間の業務内容、その結果当社に生じるシナジーを勘案した結果、本公開買付けを通じて、経営資源の相互利用その他の協力・提携関係を更に推進することが可能になり、当社の事業基盤の強化に資するとの判断に至ったこと、本公開買付けが上場廃止を企図するものではなく、また、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限が設けられておらず不成立となることがないため、応募を希望する株主には売却の機会が確保されている点で株主の意思が尊重されているものであること、更に本公開買付け価格については、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式価値算定書に提示された評価額のレンジの範囲内に含まれていることから、本公開買付け価格は不合理なものではないと考えられることから、平成27年5月13日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。また、当社は、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場が維持されることから、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の意思を尊重すべきであると考え、当社株主の皆様のご判断に委ねる旨をあわせて決議いたしました。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役7名中、代表取締役社長法人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏を除く全ての取締役3名（うち社外取締役1名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されました。なお、当社取締役のうち、代表取締役社長法人尚史氏、取締役会長藤尾益雄氏、専務取締役須藤恭成氏及び取締役大沢祐司氏は、公開買付者の取締役又は従業員を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておりません。

また、当社の監査役4名中、社外監査役である田中義昭氏以外の監査役3名（うち社外監査役1名）は上記の当社取締役会に出席し、出席監査役3名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、田中義昭氏は、公開買付者の取締役を兼務しており、利益が相反するおそれがあることから、当社の上記取締役会における本公開買付けに関する議題の審議には一切参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権数（個）
藤尾 益雄	取締役会長		-	-
法人 尚史	代表取締役社長		3,607	36
須藤 恭成	専務取締役		2,757	27
加藤 容子	常務取締役	海外事業部長	1,000	10
大沢 祐司	取締役	商品部長	-	-
大河原 誠	取締役	国内事業部統括部長	3,300	33
寺崎 悦男	取締役		88	0
大金 久子	常勤監査役		4,750	47
山口 高司	監査役		1,000	10
高木 勇三	監査役		-	-
田中 義昭	監査役		-	-
計			16,502	163

（注1） 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

（注2） 取締役 寺崎悦男は、社外取締役であります。

（注3） 監査役 高木勇三、田中義昭は、社外監査役であります。

（注4） 当社は、法令に定める監査役の定数を欠くことになる場合に備え、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第329条第2項に定める補欠監査役2名を選任しております。

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	議決権数（個）
齋藤 義範	補欠監査役		1,564	15
相澤 光江	補欠監査役		894	7

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。